

第3回熊本県公契約に関する条例検討委員会 概要

1 日 時 令和4年(2022年)1月14日(金) 午後3時30分から4時10分まで

2 場 所 熊本県庁 本館5階 審議会室

3 出席者

【委員】 渡辺委員長、岩永代理、井寺委員、土井委員(オンライン)、友田委員

【県】 手島会計管理者

(管理調達課) 枝國課長、花村審議員、野村主幹、大石参事 他

(労働雇用創生課) 飯塚審議員

(監理課) 森山課長

(土木技術管理課) 桑元課長

4 概 要

- 提示した条例の素案について、了承。
- 今後、パブリック・コメントの案、条例案を作成する際に、法制の担当課と協議しながら進めていくが、素案の趣旨が変わらない程度の文言の追加・修正等は、委員長と事務局で相談して進めることについて、了承。

【主な御意見】

(1) 条例素案について

- 「4 県の責務」については、県の役割について強調するという点では修正後の表現がよいと思う。「7 推進体制(2)意見聴取等」については、「6 事業者等との協力」は広い意味を持っていると理解した。「意見聴取等」についても明確になってよりよくなった。「8 指定管理者の選定等」については、地方自治法上の契約には該当しないが、選定方法やその役割は基本理念等に当てはまると思うため、第8項において対象とすることで、より条例の目的達成に近づいていくと感じた。
(井寺委員)
- 指定管理者制度については、住民サービスの重要な部分でもあるため、今回素案に追加されてよかったと思う。基本理念には、価格以外の要素も十分考慮することや、事業者等における雇用環境の整備にも踏み込んだ内容を入れてあり、過去2回の会議を経て、形のあるものになったと思う。(岩永代理)
- これまで出た意見を踏まえて修正等をし、素案としてよりよいものができたと思う。熊本県では、取組方針で具体的な内容を詰めていくということで、今後どのように詰めていくのかも重要になってくると思う。(渡辺委員長)

(2) その他（これまでの検討委員会を含めて全般）

- 条例の策定は出発点。基本理念で謳っている内容が適切に果たされているか、取組方針作成後の履行状況が、今後重要になってくると思うため、引き続き取組をお願いしたい。（井寺委員）
- 条例は、基本的に大きな根幹。今後いろいろな契約が出てくると思うが、それぞれの業界における立場や状況もあるので、契約担当課においてもその辺を加味しながら進めていただきたい。また、できるならば、なるべく地元の事業者の優遇等を考慮していただきたい。（岩永委員）
- 建設業関係は多くの団体があり、様々な業界があるため、契約についてもその業種に応じた問題等があるのではないかと考えている。公契約条例の策定後も、業界に応じたいろいろな問題が出てくると思われる。（土井委員）
- 公契約条例をどう実践していくのが重要。今回、公契約条例を定めることで、自治体も、地元企業も、働く者も、住民も、すべてが良循環の方に回っていくサイクルを皆で回していくことだろうと思う。労働力不足や人材確保という課題の面からも、地元企業の魅力ある企業づくりに向けて、この公契約条例が果たす役割、実効性を高めていてもらいたい。（友田委員）
- 条例の策定はスタートであり、実際どれだけ実のあるものになるのかというのはこれから。きちんと推進体制が図られ、よい循環を作っていく、それにより、目的としている労働環境が整い、地域経済が振興、持続可能な社会に繋がっていくということが実現していけばいいと思う。策定にかかわった者として、今後もしっかり見つめていきたい。（渡辺委員長）

【今後のスケジュール】

令和4年度のパブリック・コメント及び条例策定に向けて、関係課等と調整を行う。